

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年5月12日(火) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第22号 令和8年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について
- 第2 議案第23号 学校の働き方改革推進に向けた有識者会議での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について
- 第3 議案第24号 学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について
- 第4 議案第25号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- 第5 議案第26号 令和8年度就学相談委員会委員の委嘱及び任命について

報告事項

- 第1 令和7年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について(資料1)
- 第2 令和8年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告について(資料2)
- 第3 児童・生徒の事故等の状況について(資料3)
- 第4 「すみだ教育指針」の改定方針(案)について(資料4)
- 第5 令和8年度墨田区地域学校協働活動推進員の委嘱について(資料5)

議案第22号

令和8年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針
について

上記の議案を提出する。

令和8年5月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和7年度の墨田区教育委員会の権限に属する事務について点検及び評価を実施するため、その方針を定める必要がある。

令和8年度 墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る実施方針について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を実施し、効果的な教育行政の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、令和7年度の教育委員会の活動及び教育委員会が実施した施策・事業とする。

3 点検・評価の実施方法

(1) 教育委員会による点検・評価

- ア 令和7年度に実施した施策・事業の取組状況、成果及び課題について、PDCAサイクルを意識した内部評価シートを用いて自己点検・評価を行う。
- イ 内部評価シートには、昨年度の評価委員の意見を抜粋して表記するとともに、「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」における各事業の取組状況等を記載するほか、本指針に記載されている各指標の現状値についても記載することとする。

（参考）

- ・ 指標数 計32指標
- ・ 内部評価対象事業 計59事業

(2) 第三者評価委員会の設置

- ア 教育に関し学識経験を有する者等で構成する「第三者評価委員会」を設置し、その知見の活用を図る。
- イ 第三者評価委員は、以下の3名とする。

氏 名	所 属 等
かくやま たかし 角山 剛	東京未来大学名誉学長・名誉教授
さとう はるお 佐藤 晴雄	帝京大学教育学部長
はせがわ ゆたか 長谷川 豊	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長

- ウ 学校現場の実態把握及び地域住民参画の観点から、当委員会に校長会、PTAの代表者をオブザーバーとして招き、議論の活性化を図る。

4 第三者評価委員会の開催

下表のとおり2回開催する。

回数	内容	出席者	時期
第 1 回	・ 評価委員委嘱等 ・ 事業評価 （すみだ教育指針「目標 1 ～ 3」）	評価委員 オブザーバー	7 月 2 4 日
第 2 回	・ 事業評価 （すみだ教育指針「目標 4 ～ 5」、 総括質疑等）	評価委員 オブザーバー	7 月 3 1 日

5 全体スケジュール（予定）

時期	内 容
5 ～ 6 月	実施方針の教育委員会決定
	内部評価の実施、取りまとめ
7 月 2 4 日 ・ 3 1 日	第三者評価委員会の開催（計 2 回）
7 ～ 8 月	点検・評価結果報告書の作成
9 月中旬	点検・評価結果報告書の教育委員会決定
9 月下旬	点検・評価結果報告書を区議会へ提出（区ホームページにて公表）

議案第23号

学校の働き方改革推進に向けた有識者会議での墨田区教育委員会教育長の事務
従事に係る許可について

上記の議案を提出する。

令和8年5月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり許可する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、本区教育
委員会教育長が報酬を得て事務従事することについて、教育委員会の許可を受ける必
要がある。

学校の働き方改革推進に向けた有識者会議での墨田区教育委員会 教育長の事務従事に係る許可について

1 理由

現在、本区教育委員会教育長は、学校の働き方改革推進に向けた有識者会議（東京都主催）のオブザーバーとして令和8年4月23日から令和9年3月31日まで委嘱されており、その間に5回程度会議が開催される予定である。

オブザーバーとして会議に出席するに当たり、本会議の支払基準に基づき報酬を得て事務従事することから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がある。

2 従事内容等について

（1）出席する会議名

学校の働き方改革推進に向けた有識者会議（東京都主催）

（2）開催回数

委嘱期間内に5回程度開催予定

（3）従事内容

本会議にオブザーバーとして出席予定

（4）報酬額

1時間当たり12,200円

【参考：根拠条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第11条

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

議案第24号

学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年5月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

東京都立学校職員出勤簿整理規程の一部改正を踏まえ、同様の措置を講ずる必要がある。

墨田区教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立幼稚園
事業所

学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第10号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年5月12日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第1		別表第1	
事由	表示	事由	表示
1～19 〔略〕	〔略〕	1～19 〔略〕	〔略〕
20 <u>健康管理休暇</u>	<u>健休</u>	20 <u>生理休暇</u>	<u>生休</u>
21～47 〔略〕	〔略〕	21～47 〔略〕	〔略〕
〔削除〕	〔削除〕	48 <u>傷病欠勤</u>	<u>傷欠</u>
48 介護欠勤	介欠	49 〔同左〕	〔同左〕
49 勤務を割り振られない日	非出	50 〔同左〕	〔同左〕
50 子育て部分休暇	子部	51 〔同左〕	〔同左〕
51 <u>在宅勤務等</u>	<u>在宅</u>	〔新設〕	〔新設〕
別表第2		別表第2	
事由	表示	事由	表示
1～19 〔略〕	〔略〕	1～19 〔略〕	〔略〕
20 <u>健康管理休暇</u>		20 <u>生理休暇</u>	
ア 有給	健休	ア 〔同左〕	<u>生休</u>
イ 無給	健無	イ 〔同左〕	<u>生無</u>
21～52 〔略〕	〔略〕	21～52 〔略〕	〔略〕

<u>5 3</u> <u>在宅勤務等</u>	<u>在宅</u>		〔新設〕	〔新設〕
-------------------------	-----------	--	------	------

付 則
この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第25号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年5月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和7年特別区人事委員会の勧告を踏まえ、期末手当に係る欠勤等日数の算定について、高齢者部分休業、育児部分休業等の期間を含まないこととする必要がある。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（欠勤等日数） 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(10) 〔略〕	〔同左〕 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(10) 〔略〕 (11) <u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u> (12) <u>育児休業法第19条第1項に規定する</u>

(11) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。） (12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間 2～4 〔略〕 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は<u>修学部分休業により勤務しない時間</u>（以下「<u>部分休業等により勤務しない時間</u>」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	<u>部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u> (13) <u>勤務時間条例第17条の4に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間</u> (14) 〔同左〕 (15) 〔同左〕 2～4 〔略〕 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間</u>（以下「<u>部分休業等により勤務しない時間</u>」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
---	--

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式Ⅰ 卒業式)

令和7年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

[墨田区教育委員会]

1 ○学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、夜間中学校(1)校

○卒業式実施校数

小学校(25)校、中学校(10)校、夜間中学校(1)校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台壇上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台壇上 三脚	ウ 舞台壇上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台壇上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校	0校	0校
夜間中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	0校	0校	25校	0校	0校	25校
中学校	10校	0校	0校	10校	0校	0校	10校
夜間中学校	1校	0校	0校	1校	0校	0校	1校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校
夜間中学校	1校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9)会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設置 し実施	ニ 舞台を使わ ず、演台を設 置し実施	ヌ 舞台を使わ ず、演台を設 置せず実施	ネ 会場正面に 演台を設置 し実施	ノ 演台を設置 せずに実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	25 校	0校	0校	0校	0校	25 校
中学校	10 校	0校	0校	0校	0校	10 校
夜間中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校

(様式Ⅱ 入学式)

令和8年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔 墨田区教育委員会 〕

1 ○学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、夜間中学校(1)校

○入学式実施校数 小学校(25)校、中学校(10)校、夜間中学校(1)校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台壇上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台壇上 三脚	ウ 舞台壇上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台壇上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	0校	0校	0校	0校	25校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校	0校	0校	10校	0校	0校
夜間中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	0校	0校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	0校	0校	25校	0校	0校	25校
中学校	10校	0校	0校	10校	0校	0校	10校
夜間中学校	1校	0校	0校	0校	0校	1校	1校

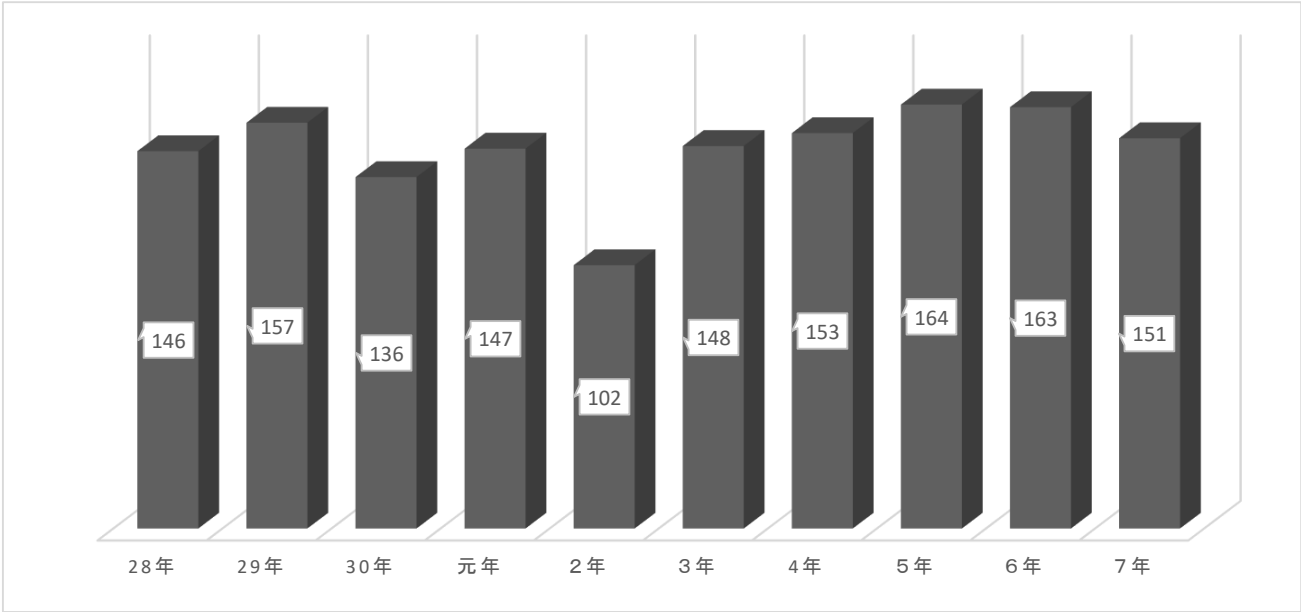
国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	0校	0校
中学校	10校	0校	0校
夜間中学校	1校	0校	0校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9)会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設置 し実施	ニ 舞台を使わ ず、演台を設 置し実施	ヌ 舞台を使わ ず、演台を設 置せず実施	ネ 会場正面に 演台を設置 し実施	ノ 演台を設置 せずに実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	25 校	0校	0校	0校	0校	25 校
中学校	10 校	0校	0校	0校	0校	10 校
夜間中学校	1 校	0校	0校	0校	0校	1 校

1 一般事故について

令和8年3月末現在

(1) 過去10年の事故発生件数



(2) 令和7年度の状況

① 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	1	0	1
小学校	108	1	109
中学校	39	2	41
合計	148	3	151

(参考) 令和6年度 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	3	0	3
小学校	113	2	115
中学校	44	1	45
合計	160	3	163

(令和7年3月末)

② 事故発生場所の内訳

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	0	1	0	0	0	0	0	1
小学校	11	36	8	29	0	17	8	109
中学校	3	11	1	12	0	5	9	41
計	14	48	9	41	0	22	17	151

③ 事故発生時間帯の内訳

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	1	0	0	0	0		0	0	1
小学校	3	31	13	9	46	4		1	2	109
中学校	2	13	2	4	6	1	9	3	1	41
計	5	45	15	13	52	5	9	4	3	151

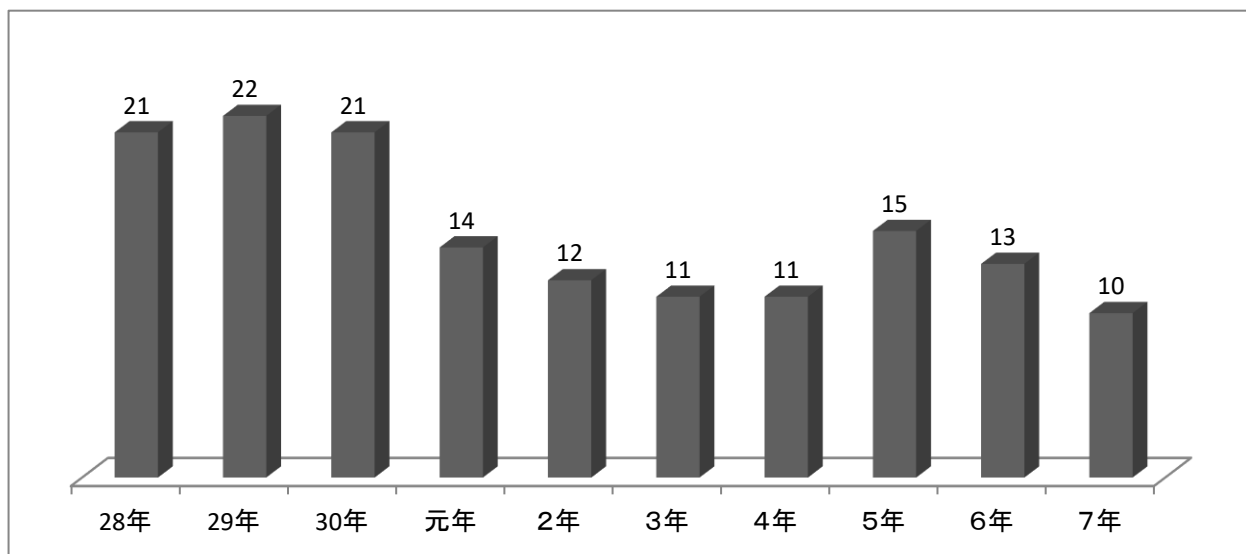
④ 事故者の学年別内訳

区 分	幼 稚 園		小 学 校						中 学 校			計
	年 少	年 長	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	
男 子	0	1	10	9	11	19	11	12	10	14	6	103
女 子	0	0	6	5	4	10	9	3	5	4	2	48
計	0	1	16	14	15	29	20	15	15	18	8	151
	1		109						41			

2 交通事故について

令和8年3月末現在

(1) 過去10年の事故発生件数



(2) 令和7年度の状況

① 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	5	4	9
中学校	1	0	1
合計	6	4	10

(参考) 令和6年度 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	7	3	10
中学校	0	3	3
合計	7	6	13

(令和7年3月末)

② 事故発生場所の内訳

区分	道路	交差点	横歩道	断道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	2	2	4	0	1	1	9
中学校	0	0	1	0	0	0	1
計	2	2	5	0	1	1	10

③ 事故発生原因の内訳

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	4	2	0	2	1	0	9
中学校	0	0	0	0	1	0	1
計	4	2	0	2	2	0	10

④ 事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	1	2	0	1	0	1	1	0	0	6
女子	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	4
計	0	0	1	3	2	1	1	1	1	0	0	10
	0		9						1			

「すみだ教育指針」の改定方針（案）について

1 現すみだ教育指針（令和５年度～令和８年度）

「すみだ教育指針（以下、「本指針」という。）」は、墨田区基本構想に描かれた子どもたちの姿を実現するための教育分野における最上位計画であるとともに、教育基本法に定める教育振興基本計画とし令和５年３月に策定したものである。

本指針は「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区教育施策大綱」及び「教育目標」に基づいて、主に学校教育分野における目標・推進計画等を示している。

なお、計画期間については基本計画（中間改定）及び墨田区教育施策大綱の改定時期が変更となったことにより、令和８年度までとしている。

2 すみだ教育指針の改定方針（令和９年度～令和１３年度）

本指針の基本的な考え方、内容等を継承しつつ、この間の区政の動向及び国・都等を含めた社会経済状況の変化に対応すべく、必要な修正等を行う。計画期間は令和９年度から令和１３年度までの５年間とする。

- (1) 「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区教育委員会教育目標」及び「墨田区教育施策大綱」の方向性を踏まえ改定する。
- (2) 「教育振興基本計画（第４期：令和５年度～令和９年度）（文部科学省）」及び「東京都教育ビジョン（第５次：令和６年度～令和１０年度）（東京都教育委員会）」における方向性を踏まえるとともに、その他の国及び東京都の教育施策の動向に必要な応じて対応する。
- (3) 本指針の推進計画の実施状況について、教育委員会の第三者評価の結果を踏まえ検証し、引き続き取り組む課題、新たに取り組む課題、緊急に対応する課題等の優先順位を明確にし、必要な応じて数値目標を設定する。

3 新すみだ教育指針の位置付け

本指針は、区の基本計画、教育施策大綱を受けて改定する、教育分野における最上位計画であり、この位置付けは今回の改定においても継承する。

学校教育を中心に据え、区が果たすべき役割を明確にした指針とする。

4 区民参加

(1) 保護者意識調査

保護者を対象とした意識調査を実施し、得たデータを改定に役立てる。

(2) 児童・生徒質問調査

墨田区学習状況調査及び全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問調査で得たデータを必要に応じて改定に役立てる。

(3) パブリックコメント

中間のまとめの時点で作成する案について公表し、パブリックコメントを実施する。

5 改定の体制

教育委員会事務局内に「検討会」（構成：学識経験者、次長、部長及び各課長）を設置し、検討するとともに、作業部会として「幹事会」を設け、統括指導主事及び各課係長（主査）による改定作業を行う。

6 改定スケジュール（予定）

令和8年4月～7月	意識調査、各課作業
令和8年5月	検討会（第1回）
令和8年7月	検討会（第2回）
令和8年9月	検討会（第3回）
令和8年11月	中間のまとめ（案作成）教育委員会報告
令和8年12月	パブリックコメント実施、改定案議会報告
令和9年1月	検討会（第4回）
令和9年2月	教育委員会決定
令和9年3月	議会報告

令和8年度墨田区地域学校協働活動推進員の委嘱について

1 趣旨

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を円滑に推進するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、学校運営協議会設置校である第三吾嬬小学校ほか6校から推薦された候補者を、墨田区地域学校協働本部事業実施要綱第3条第2項に基づき委嘱した。

2 委嘱対象者

(1) 第三吾嬬小学校

- ア 清水 洋志（PTA会長）
- イ 今井 慎一郎（前PTA会長）

(2) 八広小学校

- ア 坂井 正廣（吾嬬二中地区育成委員会委員長）
- イ 泉 和典（元PTA会長）
- ウ 伊藤 英司（PTA会長）

(3) 竪川中学校

- ア 横井 新一（学校運営協議会委員長）
- イ 志波 洋子（主任児童委員）
- ウ 中山 善光（PTA会長）

(4) 本所中学校

- ア 一口 学（本中地区青少年育成委員会 副委員長 ）
- イ 安藤 玲子（学校運営協議会 委員）

(5) 両国中学校

- ア 廣田 晃久（両国中PTA顧問）
- イ 山口 仁美（両中地区育成委員会委員長）
- ウ 田口 真知子（両国倶楽部理事長）

(6) 文花中学校

- ア 市川 清（青少年育成委員会委員長）
- イ 中村 恵（青少年育成委員会筆頭副委員長）
- ウ 大塚 健司（青少年育成委員会副委員長）

(7) 吾孺立花中学校

- ア 早川 和宏（青少年育成委員会委員長）
- イ 小林 謙一（元青少年育成委員会委員長（現顧問））
- ウ 杉野 礼子（吾孺立花中学校 PTA 会長）

3 委嘱主体

墨田区教育委員会

4 委員任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 根拠規定

- (1) 社会教育法第9条の7
- (2) 墨田区地域学校協働本部事業実施要綱
- (3) 墨田区地域学校協働本部事業運営要領

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正について

改正の概要(平成29年3月改正、同年4月施行)

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域と学校の協働体制のイメージ>

